

工事名:八尾町新田地区配水管布設替(その1)工事

質問	回答
<p>・市道側を掘削した場合、道路が狭く通行止めになると思いますが、地域住民、警察、関係各所への協議や挨拶はお済でしょうか。</p>	<p>・道路管理者とは事前協議済ですが、警察との協議は設計段階では行っておらず、受注者が道路使用許可申請時に協議することとしております。地域住民への説明については、受注者決定後に町内会長(総代)を通じて工事案内文書を回覧することとしております。</p>
<p>・建設発生土の搬入先が岩木新地内となっておりますが変更は可能でしょうか。</p>	<p>・建設発生土の搬出先の変更は可能です。設計では富山県土木部標準積算基準に基づき、現場から一番安価となる場所を選定していることから、受注者の都合により搬出先を変更する場合は設計変更の対象となりません。なお、処分先の都合により受入れが不可能となった場合は受注者と協議します。</p>
<p>・埋設物は水道管以外ありますか。</p>	<p>・本工事区間には水道管以外に下水道管や暗渠があります。既存地下埋設物については特記仕様書第5条のとおり、受注者は工事着手前に地下埋設物調査票を作成し監督員へ提出する必要があります。</p>